



三労発基0417第2号  
令和2年4月17日



独立行政法人労働者健康安全機構

三重産業保健総合支援センター 所長 殿

三重労働局長  
(公印省略)

### 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

平素は、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況の変化等に伴い、化学物質による健康障害に関する事情が変わってきているところであります。

今般、化学物質による健康障害に係る健康診断項目について、厚生労働省における「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）及び特化則について、別添1のとおり改正し、別添2の改正施行通達により、令和2年7月1日から施行することとしております。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨を御理解いただき、傘下団体、会員、事業場等に対して、改正の内容等の周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。